

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会

第10回ガスシステム改革小委員会

日時 平成26年6月5日（木）10：00～11：13

場所 経済産業省本館2階 東3共用会議室

1. 開会

○山内委員長

どうも、おはようございます。定刻でございますので、ただいまから第10回のガスシステム改革小委員会を開催いたします。

本日は、幾つかあった論点のうちの論点5、簡易ガス事業に係る制度について、議論を行いたいと思います。

まず初めに、事務局からオブザーバーの紹介をお願いいたします。

○横島ガス市場整備課長

本日は、日本ガス協会 川岸隆彦常務理事、日本コミュニティーガス協会 松村知勝専務理事が出席されています。また、公正取引委員会、消費者庁及び総務省から出席があります。

プレスの皆様の撮影は、ここまでとさせていただきます。傍聴は可能です。引き続き傍聴される方は、ご着席ください。

○山内委員長

どうもありがとうございます。

それでは、議事にしたがって進めますけれども、議事に先立ちまして、前回の小委員会で、需要家保安の問題を議論したわけですが、それに関連いたしまして、大阪ガス株式会社から参考資料の提出がございました。これを事務局からご紹介いただきたいと思います。

○横島ガス市場整備課長

参考資料の1をごらんください。前回、需要家保安の責任の在り方について議論した際、顧客情報の引き継ぎについて議論がありました。具体的には、関西電力から新たに大口のガス供給の顧客を獲得した際、内管図面などの顧客情報はそれまで供給していた大阪ガスではなく顧客から得た、それから図面などのうち8割は自ら現地確認をした結果、修正などが必要であった、との発言がありました。

関西電力からも、大阪ガスから意地悪を受けているという言い方はフェアではないという発言がありましたが、本件につき大阪ガスからも資料の提供があったので配付します。

大阪ガスの資料の1.にあるように、大阪ガスは大口顧客の設備に関する情報は自ら管理するとともに、点検の都度顧客に渡しています。さらに、小売事業者が切りかわる際には、以前渡した資料も含め改めて顧客にまとめて渡すようにしています。

大口供給の事業者対象は、平成19年に50万 m^3 から10万 m^3 に引き下げましたが、その際、資源エネルギー庁からもそうした情報が新たな小売事業者に引き継がれるよう、元の小売事業者から顧客に情報を渡すよう求めており、それに応じたものです。

大阪ガスとしては、その渡された情報を顧客が新たな小売事業者と共有したかまでは把握していませんが、まとめて渡されるわけなので、それを顧客が新たな小売事業者に渡さない理由もないと考えられます。

一方、関西電力では、8割の資料について修正が必要だったとの発言がありました。両事業者の説明に不整合がないとするならば、図面だけを受け取っても、自ら作成したものでない場合は、やはり現況との確認が必要と感じており、それを行った結果、自分としてはやっぱり修正しておいた方がいいとの必要性を認識した事例がそれだけあったということだと考えられます。

需要家保安の責任の在り方については、ガス安全小委の審議を踏まえ、改めて議論いただくこととしておりますが、その際の参考としていただければと存じます。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。今お話のように、再度、議論を行う予定ですので、そのときにまたお話を聞きたいというふうに思います。

2. 議事

簡易ガス事業に係る制度について

○山内委員長

それでは議事に入ります。議事次第の議題ですけれども、簡易ガス事業に係る制度について、(1)から(3)までございます。それで、議論は、この(1)と(2)ですね。資料でいいますと、資料3の論点5-1、それから5-2、これと、5-3。この2つに分けて議論したいと思います。

まず、論点5-1、現行一般ガス事業の供給区域での参入規制の必要性。それから論点5-2、供給地点に係る簡易ガス事業間での独占及び料金規制の必要性について。これから議論を行いたいと思います。事務局からご説明をお願いいたします。

○横島ガス市場整備課長

資料3をごらんください。本日は、最初にあるように簡易ガス事業に係る制度についてです。

枠内にあるように、経済社会環境の変化やガス事業の状況変化を踏まえ、簡易ガス事業制度の在り方をどのように考えるか、これが論点です。

1 ページには、3月11日の小委員会で簡易ガス事業者の団体からヒアリングをした際など、委員及び事業者から提出された意見を掲載しております。(2)の簡易ガス事業者からの意見としては、4番目のように、一般ガス事業の供給区域内では簡易ガス事業の許可が得られない点、あるいは7番目のように、供給地点数70戸以上で適用法が異なる点につき、意見が提出されています。

2 ページに進んでいただいて、簡易ガス事業の在り方に関する論点ですが、簡易ガス事業は簡易な設備でLPガスを発生させて、導管により一つの団地で70戸以上になる場合、その供給地点に供給する事業としています。一方、供給地点数が70戸未満の場合は、液石法の規制対象となります。液石法でも、保安規制に加え、販売契約を締結した際には、料金構成や、その内容、設備の所有権などを記載した書面を利用者に交付する義務が課されています。

3 ページの(1)から(3)までが、今、委員長がおっしゃられた3つの論点です。逆に言えば、これらの規制を課すために簡易ガス事業制度というものが設けられています。

3 ページの下、3. の論点5-1は現行一般ガス事業の供給区域での参入規制の必要性です。現行制度では、簡易ガス事業が一般ガス事業者の供給区域内で開始する結果、一般ガス事業者の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、その地域全体におけるガス利用者の利益を阻害しないこと、あるいはその簡易ガス事業の開始によりガス工作物が著しく過剰とならないこと、が確認されないと許可をされません。つまり、一般ガスの供給区域内でガス管が敷設されている場合には、そこでは簡易ガス事業は営めないことになっています。

4 ページに進んでいただいて、この規制は制度が創設された昭和45年ごろ、市街地から離れた、一足飛びの住宅団地開発が人口増加に伴って急速に進み、これに一般ガス事業の導管整備が追いつかず、LPガスを小規模導管で供給する事業が普及したことを背景にしています。

図表の3-1をごらんください。昭和44年ごろの東京都国分寺市と小平市周辺の都市ガス供給の状況と、LPガス事業の分布を示しています。赤い線より右下が一般ガス事業者、これは東京ガスです、の供給区域として許可されている地域です。青い線で囲まれた地域は、実際に東京ガスがガス管を敷設した場所です。その間は、供給区域として許可を受けながら、管がまだ引かれていなかった地域です。当時は導管の整備がさらに進むということで、市町村単位で割と広めに許可を受けていたという状況がありました。

黄色やオレンジの小さい丸が幾つかありますが、これが当時把握された、LPガスを小規模の導管で供給する事業が実際に行われていた地域です。この青い領域が都市ガス管は届かないが人

口が増えた結果、現在簡易ガスと呼ばれる事業が広まっているところだと見てとれます。

このようにLPガスの導管事業が広がると、5ページに記載されているように、一般ガス事業の導管整備が進まなくなる、先に簡易ガス事業が行われると一般ガスの導管がうまく伸びていかない、と懸念されました。

こうした状況を踏まえ、一定規模以上のLPガスの小規模導管事業を、簡易ガス事業としてガス事業法の規制対象とし、一般ガス事業の導管網の計画的な敷設を促す。これが制度創設の背景です。

同じページの(2)を見ていただいて、見直しの必要性にあるように、このような事象は近年では生じにくくなっています。その理由として、大都市圏では、郊外での市街地拡大の速度は、制度創設当時に比べ緩やかになっていることが挙げられます。そして、導管網を発達させた一般ガス事業は、規模の経済性を活かして、コスト面でも簡易ガス事業に比べ優位に立っています。

こうした状況を背景に、図表の3-4が後ろのページにあります。簡易ガス事業の需要案件数は、2004年をピークに減少に転じています。事業者数も大体同じ時期から減少しています。

また6ページにあるように、地方圏では一般ガス事業と簡易ガス事業のすみ分けが行われており、都市中心部は主に規模の経済性の働く一般ガス事業、一般ガス事業の導管から遠い郊外の住宅団地では簡易ガス事業といった形で、コスト面から最適の供給手段を選択するようになっています。

7ページをごらんください。先ほど紹介した地域と全く同じ地域の現在の様子です。赤い線は、先ほどと同じ東京ガスの供給区域ですが、この赤い線の右下、先ほどは導管がまだ引かれていなかったですが、黄色い線が引かれているのは一般ガス事業の導管です。これだけガス導管が整備されたので、供給区域でありながらガス導管が届いていないという未整備地域がそもそも大分少なくなっている状況にあります。

8ページの下に進んで、一方、このような規制が社会的に不合理な結果を招いているとの指摘があります。具体的には、第一に、都市ガスの供給区域内の利用者が災害時のリスク分散の観点から簡易ガスを利用したいと希望しても、許可を得られないとの指摘です。

あるいは、一般ガス事業の供給区域内であるけれども導管が届いていない地域が仮にある場合、簡易ガス事業の開始も許可されないと、いずれのサービスも提供されない事態、お見合い状態が生じてしまうとの指摘もあります。

9ページの(3)の論点にあるように、制度創設当時の社会情勢の変化や、本規制の結果として、社会的に不合理な事態が発生しているという指摘も踏まえれば、簡易ガス事業の参入規制は必要ないと考えてよいか。これが1つ目の論点になります。

2つ目の論点は、同じ9ページの4. をごらんください。供給地点における簡易ガス事業者間の独占及び料金規制の必要性です。(1)にあるように、現行では簡易ガス事業が許可されると簡易ガス事業者間での独占が認められます。一方、許可を受けた事業者は、料金その他の供給条件を定めた供給約款を定め、経産大臣の認可を得る必要があります。

10ページの2段落目にあるように、液石法に基づくLP販売事業は自由化されており、料金規制は課されていません。それを踏まえると、都市ガス事業の小売を全面自由化すれば、(2)の見直しの必要性にあるように、簡易ガス事業についても引き続き独占を維持する必要があるのか、あるいは料金規制も必要性があるのか検討する必要があります。

この検討に当たって、簡易ガス事業というのを大きく2つの類型に分けました。

10ページの最後の段落にあるように、もともと簡易ガスが多かった住宅団地型、つまり戸建て住宅が集中して整備されて、そこに道路などに敷設された導管を通じて簡易ガスが提供される型式と、マンションの駐車場に大きなバルクを置いて、そのマンションだけに導管を通じて供給する集合住宅型と分けられます。

図で11ページに示しました。現在では両タイプの比率は、住宅団地型6対集合住宅型4となっています。過去7年間で見ると、新規に許可を受けた簡易ガス団地の7割が集合住宅型になっているので、集合住宅型が最近は増えています。

11ページ下の①、まず住宅団地型ですが、大体100戸から300戸の住宅に供給するものが一般的です。一般ガス事業のような大規模な導管網による広域供給には適さず、一般ガスと異なり、利用者数が増加しても、固定費、設備の負担が低下しない傾向がありますので、規模の経済性は一般には働きにくいとされています。

住宅団地型の新規の許可数は、近年の郊外での住宅団地開発の減速に伴って減少しており、12ページに進みますが、こうした団地ではシリンダー供給によるLPガス販売事業や、オール電化との競争が激しくなっています。

実際に、住宅団地型で特に規模の大きい12カ所について調査しました。その結果、空き家を除くと、簡易ガスの導管が家の前まで届いていながら簡易ガスの供給を受けている需要家が平均で8割弱にとどまっていました。2割強はオール電化やシリンダーによるLPガスの供給を受けているということがわかりました。

一方、12ページの②にある集合住宅型の簡易ガス団地ですが、これは導管の所有権は建物の所有者に帰属しており、簡易ガス事業者はバルク及び圧力調整装置などの付属設備のみ所有している場合が多いです。

このため、簡易ガス事業の独占を撤廃すれば、建物の所有者や利用者の合意により、バルク及

び付属設備を買い取るだけで、他の事業者に切り替えることができ、競争の活性化が見込まれません。

14ページに進み、(3)の論点にあるように、近年の郊外での住宅団地開発の減速を背景として、二重投資の弊害の小さい小規模団地、特に集合住宅型が大半を占めています。住宅団地型においても、大規模の簡易ガス団地は最近できておらず、既に他エネルギーとの競争が大規模な簡易ガス団地でも活発に行われています。以上から、供給地点に係る簡易ガス事業間での独占は必要ないと考えてよいか。また、事業者が柔軟かつ多様な料金を提示し、利用者がそれを選べるという観点や、集合住宅型では、むしろ独占を廃止することによってLPガスを供給する事業者を選べるという可能性があることを考えると、料金規制の必要性についてもどう考えるか、これが論点になります。

なお、ごく一部には、小規模な一般ガス利用者と同程度の導管網を整備し、需要家の数に照らしても大規模な簡易ガス団地が存在しています。3,000件以上の需要家が一つのネットワークにぶら下がっている簡易ガス事業は全国に16カ所あります。

こうした大規模な簡易ガス団地については、他の簡易ガス団地と分けて考える必要があるかについても、あわせてご検討いただきたいと思います。分けて考えた結果、例えば、それらの大規模団地については、都市ガス、つまり一般ガスの場合と同様にガス事業の対象とし、新たな事業区分において、小売部門はガス小売事業としての規制、導管部門はガス導管事業としての託送義務などの規制を課す。そういう可能性があるのかについてもご検討いただきたいと思います。以上です。

○山内委員長

どうもありがとうございました。全体の論点5のうちの2つ、現行一般ガス事業の区域内での参入規制の話。それから簡易ガス事業者間での独占、あるいは料金規制の必要性、これについてご議論を願いたいと思います。どうぞ、柏木委員。

○柏木委員

ちょっときょうは中座するかもしれませんので、早く。5-1に関しましては、これからやはり人口減があり、今いろんな都市でコンパクトシティ化という流れが加速して、なるべく合理的なエネルギー供給をしていくという観点になりますと、やはりこの自由化の議論とあわせて考えれば、参入規制というのは余り必要ないんじゃないかというふうに私は思っております、ここでいう見直しの必要性のところ、今言ったような形での参入規制の必要性というのは余り感じないと。それが自由化の重要なポイントだろうと、こう思っています。

それと同様に、料金規制に関しては、もちろんのことながら、自由化ですから、都市ガス事業

者が料金自由化ということになりますと、LP事業者も、マル簡も、もちろん料金自由化という、今でもそうっておりますから、料金の制約も、規制も必要ないと思います。

ただ、やはり公益性があるエネルギーですから、ある程度、この間も申し上げたと思いますけれども、標準的な家庭の料金等に関しては、ある程度公開をすると。目安を公開するぐらいのことはやっておかないと。あるところで非常に高くなるとか、そういうことがあり得ますので、そういう必要性はあるだろうと。ですから、それを見ながらやはり競争に入っていくというのが、この自由化の非常に重要なポイントだろうと、こう思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。先ほど言い忘れました、いつものように発言ご希望の際は……

○柏木委員

すみません。

○山内委員長

すぐわかったからいいんですけど、名札を立てていただければと思います。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○永田委員

私もちょっと中座するかもしれませんので、すみませんが、先に意見を述べさせていただきたいと思います。

論点5-1の参入規制の必要性については、私も参入規制の必要性はないと考えておまして、基本的には、一般ガス事業のいわゆる導管の敷設の答申に関するストランデッドコストを回避するために、もともとこういう制度がスタートしたと理解しております。

したがって、一定のストランデッドコストのリスクが、従来に比較して既に限定的であるという背景を鑑みましたら、この必要性はないと考えております。

それから料金規制につきましても、基本的には、自由化するわけですから料金の規制は必要ないとは考えています。一方で、日本コミュニティーガス協会の方に確認をさせてください。規制料金であることによって幾つかの制度上の恩恵、もしくは、税制の恩恵が現在あるか否か。もしあれば、それがなくなることによるデメリットがあるのかどうか。

これは、一般ガスの場合はそういった税制の恩恵等があると理解していますけれども、そういうものがあるか否かということと、もしあれば、それがなくなることによるデメリットがあるのかと。そのあたりを確認させていただいた上で、そもそもそういったものについては、事業者としては全くこの自由化において問題ないというのであれば、自由化を進めていくべきではないかと考えております。以上でございます。

○山内委員長

すみません、料金の規制に係るその税制上のメリットって、具体的にどんなようなイメージでしょうか。

○永田委員

例えば、投資減税的なものですね。それ以外に償却の優遇措置などです。償却期間を短縮するとか、そういったものですね。

○山内委員長

いかがでしょうか。

○松村日本コミュニティーガス協会専務理事

税制上の優遇措置としましては、導管等のガス工作物について固定資産税の軽減措置というのがございます。当初設置をして5年間は3分の1。その後5年間は3分の2という優遇措置といえますか、軽減措置がございます。

そういう意味で、これは料金の規制のためだけにあると考えるべきかどうか別としまして、現実にございまして、これが、仮に料金規制がなくなるから、なくなるとなるのか、そこはわかりませんが、これがないとすれば、コストアップ要因になる可能性はあります。以上です。

○山内委員長

よろしいですか。これは事務局からいいですか、これで。はい。そのほかにかがでしよう。杉本委員のほうがちよっと早かった。杉本委員。

○杉本委員

私は、料金規制を外すことに反対です。同じLPガスでも、簡易ガスがLP個別販売よりも安いのは、やはり料金規制と、それに伴う供給義務があるからだと思っています。利用者がさまざまな料金から選択できるような環境整備の観点は重要だと思いますが、だからといって、一挙に料金規制廃止となるのは納得できません。

新築などの競争が活発な消費者に対して、既存の電力会社が、自由料金設定を認めつつも、経過措置として、料金規制と、最終保障サービスを残しています。電気とガスも変わりはないと思いますので、やはり両方を経過措置として残していただきたいと思っています。

それからもう一つ、ページ12のところで、論点5-2のところですけども、住宅団地簡易ガス団地では新築時の配管コストを負担するとありますが、これが、LPガスの現状の中だと苦情がとても多くて、苦情の温床だというふうに思っています。

また、リフォーム等で需要を獲得しているとあります。やはり切りかえる消費者は、新築やリフォームをする消費者だと思います。

また、大規模団地の利用率は8割弱にとどまるというふうに記載されていますけれども、逆に8割弱もの消費者がそこにいるということだと思えます。ですから、8割弱にとどまるという表現はおかしいのではないかと考えています。

また、最近の簡易ガス団地は集合住宅型が7割を占めるとありますが、そこへの競争は、70戸未満ではバルク及び付属設備を買い取る競争があるというふうにあります。その競争がどの程度簡易ガスを自由化して実現するのか。もう少し全体件数の割合などの数値データがほしいと思います。

○山内委員長

よろしいですか。ありがとうございます。これは特に事務局からございますか。

○横島ガス市場整備課長

12ページについて幾つかご指摘をいただいたので答えたいと思います。調査をした12カ所は大きな規模の団地です。数千件の需要家がいるところです。したがって料金も、その他の簡易ガス団地に比べると、比較的安い団地となっています。

利用率8割弱とありますが、まず、ガス管がつながっている戸数を調べたら3割以上は空き家でした。その上で、住んでいる住戸を対象に調べたところ、8割弱が簡易ガスをそのまま使って、2割強の人は別に切りかえていました。

ちなみに、簡易ガスとシリンダー型のLPガスは同じガスを使っているのだから、切りかえる際に需要家の消費機器、ガステーブルなどを交換する必要はありません。

この2割強をどう考えるかですが、都市ガスの大口向けは自由化していますが、新規参入率が15%です。評価の問題と思いますが、2割強が移ってしまうと、その結果、簡易ガスの管の効率は悪くなりますので、簡易ガス事業者の収益を圧迫する構造になっています。

集合住宅型ですけれども、構造について改めて説明しますと、バルクと呼ばれる大きなタンク、大きいといっても駐車場の1台分ぐらいに相当するものですが、それを敷地内に置いて敷地内だけに管を引いてマンションの各戸に上へ上へと延びていくのが集合住宅型の簡易ガスです。

バルクは、最初に設置した事業者が所有権を持っている場合もあるし、そうじゃない場合もあり様々なのですが、管は基本的にマンションの所有者、オーナーであったり、分譲の場合はマンション組合とかが持っているのが一般的です。バルクについて、もし販売事業者が所有している場合は、それを買い取ることもできます。シリンダーでLPを販売する事業者が内管を無償で設置して、所有権を事業者が持つ場合に、それを需要家が買い取るのと似ていると思います。そうすればバルクに毎月LPガスをローリーで持ってくる事業者を切りかえることは理屈上可能です。しかし今は小売事業に独占が認められているので、許可を受けた事業者以外の人からLPガスを

そのバルクに供給してもらうことはできません。実際そういう切り替えが70戸未満の需要家を対象とするLPガスを導管で供給する事業であり得るのか事業者団体に確認したところ、それはあるという答えが返ってきました。ご要望に応じて現状などは調査していきたいと考えています。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。杉本委員、よろしいですか。じゃ、引頭委員、どうぞご発言を。

○引頭委員

ありがとうございます。まず論点の5-1についてです。私も参入規制は必要ないのではと考えます。

そもそも70戸という戸数も、いろいろ勉強させていただきますと、何か科学的、技術的根拠があったわけではなく、政治的なこともあり、決まったというふうに向っております。そういうことを考えますと、現在の体系で続けることが果たして需要家のためになっているのかという点については疑問が残ります。

さらに、先ほど横島課長からお話があったように、当時、心配されていた参入規制の背景と、現在の状況は必ずしも同じではないということも考え合わせますと、これは必要ないのではないかと思います。

次の論点の5-2の事業者間の独占と料金についてですが、現在、独占が与えられているわけですが、今後、都市ガス全体が自由化されていくということになりますと、こちらのほうに関しても、独占と料金ともなくなってよいのではないかと思います。

その中で、14ページ目の論点の中に供給拠点の数が3,000を超える簡易ガス団地について、どう考えるかということがございます。私は基本的には同じ扱いでよいのではないかと思います。

同じ資料の6ページ目に、供給拠点の3,000以上の団地というのは、先ほどご説明のように16あって、全体の0.2%にしかすぎず、おまけに許可されたものというのが、ほとんどが1970年代、今から四十数年ぐらい前のもので、さらに2000年以降のものはないという状況になっております。その期間、ずっとそこが独占してきているということもあり、一方で、今まで簡易ガスの事業者様から聞いていたように一般的には、LPガスとか、電力といったところとも厳しい競争があるということを考えますと、やはり大きいところも含めて競争を自由にしていき、需要家の方々の選択肢を広げていく方が経済合理性にかなっており、良いのではないかと思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。そのほかに委員の方のご発言ございますか。橘川委員、どうぞ。

○橘川委員

資料の8ページのところの図の3-5の読み方なんですけれども、全体として簡易ガス事業は頭打ちというイメージで言われたんですけれども、私、別のところで座長やっています石油のSSの数なんかと比べますと、余り頭打ちじゃない感じがして。ある程度ふえていって、少し減り始めているという感じで、可能性はまだあるんじゃないかと思います。

それから、その下の図表の3-5なんですけど、四角で囲ってあるところと、四角で囲っていないところの会社は、ビヘイビアが違う可能性が十分あるんじゃないかなと思います。四角で囲っていない会社の中には、最近、供給地点数をふやしている会社も多分あるんじゃないかと思っています。

しかも、もう一つ言われたのは、集合住宅中心にシフトしてきているという話になりますと、集合住宅あたりで、このコミュニティーガスの可能性というのはあるかもしれない。そういう状況を考えると、競争促進的な手を打てば、私はむしろ料金下がる可能性もあると思いますので、基本的には5-1も5-2も規制は外すという方向に賛成いたします。

○山内委員長

ありがとうございます。そのほかにいかがですか。じゃ、松村委員、どうぞ。

○松村委員

私も規制を基本的に外して、液石法に寄せるのでいいと思います。

それで、消費者の方の値上がりの懸念はわからないではないのですが、もう少し具体的に教えていただきたい。この問題は恐らくここだけじゃなくて、都市ガスにも関連してくると思うのです。私自身は、大規模なところで、需要密度が高く比較的効率化ができていて、したがって、例えばLPGをシリンダーで供給するものに比べて現行で価格が安い所の方が心配です。

どうしてかという、そこまで上がるということになったとすると、消費者にとっては大幅な値上げになってしまい、料金が撤廃されたということによる不利益がすごく大きくなるということがあります。

一方で、都市ガスは日本全体の国土で供給されているわけではなく、人口で見てもざっくり言うとう半分程度。これはどういうことなのかという、ネットワークを使って供給するのが、需要密度が下がってくると効率的でなくなってきた、ある程度のところまでくると、もうシリンダーで供給するものと競争できなくなるというようなところでは、都市ガスでは供給しないという格好になるわけです。だから半分ぐらいしか供給されていない。

そうすると、もともとそのボーダーぐらいの、需要規模が非常に小さく、需要密度が小さく、したがって都市ガスとして維持できるかどうかぎりぎりというようなところの場合には、もともとLPと競争してぎりぎりやっていたところまで広がって、もうこれ以上広がらないというこ

とになっているので、LPガスとの競争の結果、規制の有無によらず価格を高く上げられないという状況になっており、規制がなくても相対的に価格が上がりにくいという構造があるのではないかと考えていました。

したがって、私自身はすごく心配しているのは、大規模で非常に効率的であるのにもかかわらず、効率性を反映したような低い価格ではなく、比較的條件の悪いところと同じような高い価格をつけちゃう懸念です、これならよく理解できます。

そうだとすると、比較的大規模なところというので、本来、競争があれば低い価格になるだろうし、本当にシリンダー供給と競争していれば低くなるようなところでも、ここで規制全部外したら大幅に料金が上がるという懸念に関しては、大規模なところはある程度理解できるんですが、小規模なところは本当に文字どおりオール電化との競争、LPとの、シリンダーとの競争というのは相当エフェクティブに効いているので、比較的小さい。ここでいうと簡易ガスのところの価格規制を外しても、相対的に影響は小さいのではないかと私自身は思っていました。

それに関して、しかし、むしろ小さなところのほうが心配だということであるとするならば、逆に、今までは69戸以下のところは規制されていなかったわけですね。さらに、むしろより小さいところは規制されていなかったにもかかわらず、実際、問題は起こってなかったと私は認識している。少なくとも消費者団体の方が、69戸以下のところで、野放しになっているのはおかしい、だから料金規制すべきだというような問題意識をずっと言ってこられたとは、私は全く認識していないし、具体的に自由化市場ですごく困っている、独占の方が良いということを訴えられていたということもなかったと認識しています。

69戸以下のところで問題がないのに、それより少し大きなところというので、急に問題が起こってくるというのも、ちょっと理解しがたく、一般論として、規制を外すと消費者心配だということはわかりますが、今まで69戸以下のところは基本的に問題がなかったということ踏まえても、なお、このところというのは非常に心配なことなのかということも、もう一度ご確認させていただきたい。

ただ一般論として、急に外れて、物すごく値上がりするということがあることに対する備えを一切なくすというようなことに対して、不安だというのは確かにそのとおりだと思うので、もしその点が本当に物すごく不安だとするならば、例えば規制を残すというやり方でなくても、しばらくの間は、自主的に料金を大幅に上げる場合には報告してもらうとか、それで著しくおかしな料金というのが起こったときには、再び規制のことを考えるとかということの資料にするために、ウォッチをインテンシブにしますという程度では全く不十分で、やはり価格規制を残さなければいけないのかというようなことについて、もしご意見があればお願いします。

ただ、今、急に言われたので、すぐには答えられないというのは当然だと思いますので、後ほどでも、もしご意見あればぜひお願いします。以上です。

○山内委員長

今おっしゃったようにデータの問題もあり、すぐにというわけにはいかないと思う。何かあればあれですけど、よろしいです。どうぞ、じゃ、杉本委員。

○杉本委員

自由化されているLPガスのところで、料金の問題はすごく苦情が多いわけですね。だから自由化しても料金規制がないいろいろな面で苦情も多くなるのではないかというふうに思っています。

○山内委員長

ありがとうございます。マーケットの、その市場支配力みたいなものをどういうふうに見るかというのは、恐らく個別に詳しく見てみないと本当はわからないと思うんですけど、杉本委員がおっしゃったのは、そういった今の事情を踏まえた上での、松村委員のあれでいうと一般論としての議論ではないかと私は思っていますけどね。そういうご意見があったということで、意見を出していただけます。そのほかにいかがでしょうか。オブザーバーいらっしゃいますけど、何かご意見あれば。

○川岸日本ガス協会常務理事

ありがとうございます。日本ガス協会でございます。

私どもからは、資料3の3ページから記載されております論点5-1の、現行一般ガス事業の供給区域での参入規制に関連いたしまして、発言させていただきたいと思っております。

資料3、3ページ、下段の(1)現行制度に記載されておりますとおり、これは先ほどもご説明ございましたが、現在は、その地域全体の利益阻害性要件と、供給地点における設備過剰性要件、この2つの要件に基づき調整がなされております。

この後者の設備過剰性要件の判断は、資料5ページの上段に記載されておりますように、当該の、審査要領に基づいて行われております。一般ガス事業者が既に敷設をしておりますガス導管と、事業を開始しようとする供給地点との距離などで判定されておりますが、一般ガス事業者が既にガス導管によりガスを供給している供給地点や、既にガス導管が張りめぐらされている地域における供給地点での簡易ガス事業の申請は、この場合はガス工作物が著しく過剰となるものとする、現在されています。

いわゆる直着の供給地点は、資料で今回ご説明ありましたように、簡易ガス事業の住宅団地型、集合団地型を問わず、問わずということは、すなわちガス導管が二重となるかどうかを問わず、

工作物過剰と判定されてきたわけでございます。

現在、一般ガス事業者の供給区域内におきましては、簡易ガス事業とならない70戸未満の賃貸の集合住宅等ではLPガスが相当のシェアを持っております。仮に今後の制度見直しによりまして、設備過剰性判定を一切行わないということになりますれば、ガス導管、直着のケースも含めまして、70戸以上の団地で現行の工作物過剰となるものが発生すると考えられます。

私も、一般ガス事業者は、これまで将来事情を想定いたしまして、計画的なネットワークの形成に努めてまいりました。これにより形成されました既存導管の有効利用のためには、引き続き一定の工作物の過剰性判断をしていくことが適切と考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

○山内委員長

ありがとうございます。そのほかにご意見ございますか。

ありがとうございました。それではまた、最後に全体的なご意見が必要であれば伺いたいというふうに思います。

この論点の5-1と、5-2について、私の印象で申し上げますと、参入規制については、多くの委員の方が必要ないんじゃないかと、こういうご議論をされたというふうに思っています。

料金規制についても、独占の可能性から、料金の引き上げの懸念が杉本委員からは指摘ございましたけれども、ほかの多くの委員の方は料金についても自由化でよろしいんじゃないかと、こういうご意見であったというふうに理解しています。また最後にとりまとめるときにご議論をいただきたいというふうに思います。

それでは先に進ませていただきますが、論点5-3ですね。これについて事務局からご説明願いたいと思います。

○横島ガス市場整備課長

日本ガス協会から、委員の皆様は参入規制は必要ないのではないかとのご意見でしたが、参入規制が一定程度必要ではないかとの意見だったので、後でまとめて結構ですけれども、それについてもご意見があればいただきたいと思っております。

それと合わせて保安の話、きょうの3つ目の論点です。14ページの一番下の論点5-3です。

簡易ガス事業者には、一般ガス事業と同様に、ガス事業法に基づく保安義務が課せられています。15ページに書いてあります。15ページの一番上に書いてあるような規制が課されています。

一方、同じLPガスを導管で供給する事業でも、戸数が69戸以下の団地においては、液石法に基づく保安規制が課せられています。両者の内容ですけれども、どちらが厳しいか、厳しくないかというのは一概には評価しにくいのですが、規制内容が異なっているところがあります。

その結果、両方の事業を営む場合は、事業者、同じ種類のガスを扱う事業でありながら、規模に応じて2つの保安規制に対応する必要があります。事業者からのヒアリングでは、この2つに対応しなければいけない状況を解消するために、両事業の保安規制の内容をなるべくそろえてほしいとの要望がありました。

その妥当性についてご議論いただくのが論点であります。簡易ガス事業制度が置かれている規制は3つあると最初に申し上げました。最初の2つについて、多くの委員から必要ないのではないかと意見があったわけですが、そうしますと、保安規制のみが簡易ガス事業制度を維持する理由として残ることになります。

その場合、(3)の論点にあるように、保安水準をそろえるためであるならば、簡易ガス事業の保安規制とLPガス販売事業の保安規制を一体的に整理できる、つまりLPガス販売事業の保安規制を、今の簡易ガスの保安にも適用できるならば、簡易ガス事業制度そのものを廃止してしまっ、LPガスを導管で供給する事業は、供給先の戸数が70戸以上か未満かにかかわらず、液石法でまとめて見るということが妥当かということについてご議論いただきたいと思います。

なお、液石法で行った際に、どういう規制が必要かという別の論点、これは今までの小委員会でも何人かの委員からご指摘いただいております、今月以降、LPガスの保安を担当する小委員会でも議論する予定になっています。現在の液石法にも、料金構成や、その内容、設備の所有権などは、先ほど申し上げたように、書面でこれを利用者に交付するといった消費者保護のための制度は置かれております。ここも含めてご検討いただきたいと思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。保安の問題、そして規制の根拠ですね、液石法ではどうかという、こういうご下間でございますが、これについてご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょう。

○柏木委員

ちょっとよろしいですか。

○山内委員長

どうぞ、柏木委員。

○柏木委員

余り十分理解しているわけじゃないんですが、マル簡事業も廃止すると。全て液石法の範囲内で事業していただくということであれば、その保安規制もその範疇でやるべきだと、こう思うんですよね。

前回、保安規制についてディスカッションがあって、どうも私ちょっとおくれたので、メジャーのご意見はどうも、ガス導管事業者が、これは私個人的な感触ですけれども、全面的にや

はり一義的にネットワークを持っている方が保安をやるというようなご意見が多かったように感じて。

私はちょっと違って、自由化ですから、保安というのも一つの自由化の範囲内で考えています。ただ、保安自体に自由化を入れるというのは多少抵抗はある。だからこそ保安に関してはガス絡みの、都市ガス、メタンであろうが、プロパンであろうが、規制の基準というのをきちっと定めた上で、できれば、これはもう安全第一ですから、認可制みたいなものをひくと。

認可された事業者は、都市ガスの保安もできるし、LPの保安もできると。保安自体が、例えば託送と保安と一体化するとか、あるいは小売と保安と一体化するとか、保安だけで最も強靱な保安をやる。廉価でそれができるようにするとか。

こういう自由化の中にいろんな多様化が入ってくると、ビジネスモデルも多くなってきて、新規参入者も、例えば家庭内の、具体的にはセコムみたいな、別にセコムと付き合いありませんけれども、ああいう家庭内の全体のセキュリティーをしているところが、あわせてうちはガスの保安、電気の保安、全部やらせていただきますと。こういうビジネスモデルも出てくるような気がするんです。

それは認可をとらなきゃいけない。そうすると、この液石法の範囲と、今度、都市ガスでの保安の基準がありますね、これとの整合性というのをやっぱり合わせておかないと、答えはなかなか出てこないんじゃないかというふうに私は思っています。

できれば、ですから、前の保安と、ある程度、整合性を合わせていうのであれば、自由化という観点からすれば、保安も一つの新規参入者が入ってこれるような、こういう土壌を、統一したものをつくっておくと。そうすると液石法の中の保安と、今度は都市ガス、ガス事業法の中の保安というのは、ある整合性を合わせたものであればいろんなビジネスが出てくるんじゃないかというか。答えが出ていないんですが、ちょっとコメントとして申し述べたいと思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。そのほかにいかがでしょうか。

○横島ガス市場整備課長

今の柏木委員の指摘ですけれども、LPガス販売事業、あるいは今の簡易ガス事業は、一般ガス事業と違って、託送制度の導入による小売の自由化は措置されてきませんでした。

したがって、小売と設備を置く事業というものを一体として同じ人がやるということをお前提でやってきたので、前回は、都市ガス、一般ガスについては大口と同じ発想で自由化を進めると、導管事業と小売事業という2類型に、水平に分けることができるとした場合に、事業者には何か

の保安の責任を負わせる場合に、その事業者というのは小売事業者と導管事業者のどちらが適切なかの、あるいはその人たちが誰かに頼むときに何かのルールが必要なのかという議論をしていただきました。

簡易ガスとかLPガスは、まずその水平分離というのが今までなされていないし、先ほど大規模簡易ガスについて都市ガスと同じような発想が必要なのかについて、大規模であろうが小規模であろうが水平分離という考え方は簡易ガスのようなLPガスを導管で流す事業については必要なのではないかという指摘が委員からありました。託送制度みたいなものを導入しない限り、小売事業と導管事業は一体で考えるし、ビジネスモデルも、設備の設置にかかるコストも含めて小売料金で回収するというのは、広い意味でのLPガス売る事業者では一般的となっています。

一方で、何らかの保安責任をLPガス売る人に課すならば、今の液石法においては、事業者に対して、需要家の内管、シリンダーから屋内に這っている内管を一定期間ごとに調査して危険性があれば通知をすること、緊急事態には対応することを、義務付けています。

そして、販売事業者自らでなく、ほかの人に頼む場合には、誰にでも頼んでいいということではなく、経産大臣が指定した調査機関に頼むことが義務付けられています。自ら保安業務をやる場合も、自分が指定調査機関にならないとできません。柏木委員がおっしゃったのは、保安だけをビジネスとして独立させて、自分は保安が得意ですよという事業者に参入の余地があるかというご指摘だと思いますが、現在の液石法の指定調査機関制度はまさにそれを可能にしています。実際には販売事業を行っている事業者が自ら指定調査機関になる例が多いようですが、指定調査機関として保安ビジネスにのみ参画することもできます。

○柏木委員

わかりました。どうもありがとうございました。

○山内委員長

よろしいですか。そのほかこの件についてご意見ございますか。特にご意見ございませんでしょうか。オブザーバーのほうから何かご意見ありますか。

○松村日本コミュニティーガス協会専務理事

液石法でやるべきかどうかという点については、私どもあえて発言はいたしませんけれども、ここにありますが、論点の中にあります、仮にそういう場合でも、保安水準の維持を前提としてというところがありますけれども、私ども3月11日のヒアリングの際にも要望事項として申し上げました。

導管の維持、改修というようなことを、引き続き、制度があるとかないとかということは別に

して、事業の実態はあるわけで、継続するわけでありまして、お客様のためにその導管の維持、改修は必要でありますし、そういう保安の観点から、ぜひ現在ございます公益特権の維持とか継続ということをぜひお願いをしたいというふうに思っております。

保安の観点では以上でございます。それから先ほど論点のところ、また最後に少し申し上げたいことがありますので、後ほどお願いしたいと思います。

○山内委員長

ありがとうございます。そのほかこれについてご意見どうですか。

そうしますと、論点の5-3につきましては、液石法にまとめて規制というような方向で、それほど大きな異論はなかったというふうに理解をさせていただきます。もちろん今ございましたように、安全性の確保というのは大前提でございますので、それを前提とした上でということになろうかと思えます。

さて、論点の1から3まで議論しましたが、先ほど申しましたようにちょっと時間もございませんようですので、全体を通じて何か。松村委員、どうぞ。

○松村委員

先ほど前半の最後のところで、ガス協会さんがちらりと設備の過剰性のことをおっしゃった。その前に各委員が発言したところでは、恐らく支持する内容と真反対のことだったので、何も言わなくても誰も支持していないということはもう明らかだと思うのですが、発言された後で誰も何も言わないと、それが明らかにならないかもしれないので、支持しかねるということを念のために一言申し上げます。

もしほかの委員の方で、逆に支持する、あの説明を聞いて気が変わって支持するということがあれば、ぜひそこで発言いただいて、もう少し話を聞きたいのですが。

そもそも既に一度議論した未熱調ガスと熱調ガスの、この文字どおりの二重導管の問題のときでも、大幅に緩和するという方向が打ち出されていて、よっぽどの状況のときにとめるかもしれないということがあったわけですね。

熱量調整を続けるということになったわけですから、別種のガスだと考えるべきだと私は思うのですが。しかしそれでも同じように流すことができるという意味では、文字どおり二重導管ということだったのに対して、今度はLPガスと天然ガスですから、同じガス管でどのみち流すことができないわけですね。

だからその意味では、そこで設備が過剰だというのは、未熱調ガスの導管に比べてもさらにハードルの高い話。そうすると、本当にあそこでとめられるということが仮にあったとしても、こちらならとめられないということになると思うのですが、それよりもさらにさらに大きな影響が

あるようなことって、本当に現実的に想定できると思っておられるのですか。現在の簡易ガス事業者に、あの基準よりもさらに高い水準で需要がとられるということが本当に現実的でしょうか。理論的にあり得ないとは言わないけれども、余り意味のある議論には思えなかった、ためにする議論だと思います。

それから、直着のところでもそういうことがあったらというのですが、直着は文字どおりに捉えれば一番競争力のあるところですよ。一番競争力のあるところであるにもかかわらず、ちょっと延ばせばすぐに供給できるようなところであるにもかかわらず、簡易ガスにとられてしまうぐらいガスの値段を高くつけるつもりとガス協会が主張しているように聞こえて、心配になります。

私たちは料金の規制の議論をしたときに、十分そういう、ある種ぎりぎりのところでは、そういうところでの競争が働くので、規制は必要ないのではないかという意見も述べたと思いますが、仮に本当にとられる可能性があったとして、そこは競争圧力になるべく働かないように厳しい規制を入れてくださいなどというようなことを、今後もずっと主張されるのだとすれば、料金の規制は必要ないという意見に関して、私は前言を撤回せざるを得なくなると思います。

そんなささやかな競争でもこれで封じ込めようなどというようなことが強く出てくる、制度改正で出てくるとするならば、やはり規制がなければ不安だというほうがよっぽど説得力があるという議論になると思います。

このような議論は、一応こういふことを言う方がいらっしゃるの、協会としては言わざるを得なかったということで発言されたのだとは思いますが、したがって今後強く主張されることはないと思います。もし本当にそういうことが本当に心配だということであるとするならば、料金の議論をするときにも、もう一度戻ってくる必要がある議論だと思いました。私はいずれにせよ支持しかねます。以上です。

○山内委員長

橘川委員のは、関連ですか。

○橘川委員

いや、もし先に反論が、そっちが。

○山内委員長

じゃ、もし何かご発言あれば、どうぞ。

○川岸日本ガス協会常務理事

ありがとうございます。未熟調ガスと熟調ガス間での二重導管規制による利益阻害のこれまでの話は当然あるというのは認識しておりますけれども、私どもが申し上げておりましたのは、今

まで現に行われておりますこの簡易ガス事業における設備過剰性の調整の論点で話をしております。

これはガス種が違うということではございますけれども、現在そのままガス種が違う中で設備過剰性の調整を現実にしておるということでございますので、この問題についてどのように考えていくかということでご発言をさせていただきました。

それから、起こることはなかなかないんじゃないかということではございますけれども、事務局の資料の12ページの上段にもございますように、やはりLPガス販売事業では今現在、料金規制がないということで、新築時の配管コストを事業者さんが一旦負担するとかいうような回収方式によりまして、需要を獲得している例がございます。

供給区域内において、LPガスが相当のシェアを持っているという地域は実際にはございます。例えば、私どもの中堅都市を含むある一般ガス事業者の供給区域におきましては、事業者の調査でございますが、賃貸の集合住宅の着工件数のうち、半分以上がLPガスであるという事例も聞いております。以上でございます。

○山内委員長

よろしいですか。じゃ、橘川委員、どうぞ。

○橘川委員

発言しますけれども、ガス協会の意見に賛成ではなくて、賛成しない発言です。松村さんにまずお答えしておきますと。

先ほどのプレゼンテーションを聞きましたけど、我々が議論する前の状況に対して新しい追加的な情報があったとは思えませんので、基本的には5-1、5-2は規制緩和という方向で、この原案どおりという方向でいいんじゃないかと思えます。

全体の議論の進め方なんですけれども、どうしても先になると競争がどうなるか見えないところがいろいろありまして、それに基づいているいろいろ心配だということでは意見が分かれることがままあるんですけれども、全体やっぱり大きな大局的な目的を見失ってはいけないと思うんですね。やっぱり全面自由化をして、消費者に選択の自由が与えられるようにするというのが一番大事なことだとすると、スピード感のことも考えなければいけませんので、今日ぐらいの意見の違いのところは、私はもう合意があったとして進めていったほうがいいんじゃないかと。

料金規制の問題だとか、保安の問題だとか、少しまた議論しなきゃいけないのも残っちゃっていますけれども、そのときに比べると意見のばらつきは小さいと思いますので、どんどん進めていかないと、いつの通常国会にかけるんだとかという話になって、どんどん先送りになっちゃうのが一番よくないと思います。だから、たまには審議会が早く終わるのもいいんじゃないかなと、

こういうふうに思います。

○山内委員長

ありがとうございます。議論のまとめ方、進行等について参考にさせていただきます。ありがとうございます。そのほかにかかがでございましょうか。じゃ、引頭委員、どうぞ。

○引頭委員

コミュニティーガス協会様にお伺いしたいことがあります。

先ほど、公益特権の話が出ていたかと思います。仮に液石法のほうに移ってしまった場合、公益特権はなくなると理解はしているんですけども、公益特権が必要である場所は、非常に多いのか、少ないのか。実態としては限られている場所ではないかという印象もあり、もう少しお話を伺いたいと思います。

ただし公益特権の話があったとしても、自由化を進めるべきだという立場はかわらないと思います。

○山内委員長

じゃ、コミュニティーガス協会の松村さん。

○松村日本コミュニティーガス協会専務理事

はい。簡易ガスの団地は、先ほど事務局からお話がありましたように、集合型と住宅団地型というか、戸建ての住宅団地型があります。典型的な例で申し上げれば、宅地造成をするときに、開発事業者が、ガス事業者と一緒に宅地造成をする。そのときに道路も宅盤を整備すると同時に、道路もつくと。そこで導管も引いた後に、その中の道路を地元自治体に移管をするということなんです。

したがって、集合住宅の場合は大体一つの建物敷地内で完結をする場合が多いと思いますけれども、住宅団地型の場合は、導管の維持、改修等のために必要であるというふうに考えています。

そういうことで、都心部では少ないかもしれませんが、郊外型には多数あります。もう全部と言っていい、郊外型の場合は、よろしいかと思います。よろしいでしょうか。

○山内委員長

よろしいですか。はい、ありがとうございます。さて、そのほかにご発言の要望はございますか。よろしいですかね。何かじゃ、事務局から。あっ、どうぞ。

○松村日本コミュニティーガス協会専務理事

先ほどガス協会さんからご意見があり、また先生方からお話がありましたので、ひょっとしてダブるところがあるかもしれませんが、導管の、二重導管と言っちゃいけないんですけど、導管の輻輳問題と言いましょうか。規制が必要だというようなことでもございましたけれども、

現実には、新たな住宅団地型の造成というのはなかなか厳しい状況になっていまして、今後、新しく出てくるということになると、恐らくは、この資料の説明にもありますように、最近の状況からいっても、集合住宅型、一つの建物の敷地内で完結をするということがほとんどだと思いますので、基本的にはそういう導管の輻輳問題ということはないと思います。

どうしてもとおっしゃるのであれば、逆に、私どもの既存の簡易ガス団地の中に、一般ガス事業との関係において独占がないからということで一方的に入ってきてという、二重導管ではなくて輻輳問題、これこそまず解決すべきというふうに思っています。

ここにも、もともと簡易ガス事業制度の経緯というのを詳しく率直に書いてあります。要するに、一般ガス事業が今後、将来延ばしたいところに先に入っちゃだめと、封じ込めると。ここでは調整と書いてありますけど、封じ込めるためにやってきた規制でありまして、かつてはともかく、少なくとも最近の経済状況等々考えれば、事情は大きく変化しているわけで、お客様が選択をする、エネルギーを選択をする。そしてそのエネルギーミックスというのが結果としてでき上がっていくということだろうと思います。

都市部においても、適切なお客様のエネルギー選択によって、場合によたらセキュリティーを確保していくというようなことができると期待しておりまして、先ほどおっしゃっている、相変わらず規制が必要だということについては、全く納得できないということだけ申し上げたいと思います。以上です。

○山内委員長

何かございますか。

○川岸日本ガス協会常務理事

すみません、今ご指摘されましたけど、私ども申し上げておりましたのは、輻輳問題でありますとか、あるいはエリアのそういう陣地とりのようなお話についての調整が必要だというふうには申し上げたわけではございません。

もう既に敷設されております私どものガス導管の有効利用、これが過剰にならないかどうかというところについては、これまでとの連続性から考えても一定の調整が必要ではないかと。

私どもの導管につきましては、供給計画等に基づきまして、既に計画的に当該事情を想定して計画した導管網と考えておりますので、既存導管について、そのような過剰性判断を行っていただきたいと、こういう私どものほうの意見でございます。

ちょっと誤認があったのではないかと思います。

○山内委員長

ありがとうございます。この問題、議論し出すと長く続きますので、この辺でとめたいと思い

ます。公益特権について、何か事務局から。

○横島ガス市場整備課長

こちらでも公益特権について整理しました。特に代表例で言われるのは道路占有です。これは新設だけではなくて、保安のために古い管を交換するときに道路を掘り返さなければいけないときに、道路占有が認められ得る事業であるとガス事業法には書いてあります。

ただ、これがないと道路が工事できないかという、そういうことではなく、市町村や国など道路を管理するところに申請をすれば占有は可能となっています。したがって、そこは法律でもともと認められる事業として明記してあるか、そうでないかの違いと認識しています。

例えば、熱供給事業法にはこの公益特権の条文はありませんが、事実上の運用としては国土交通省から、必要がある場合にはちゃんと認めるよう通達が出されているとのこと。

いずれにいたしましても、公益特権を認めている省庁、国土交通省や農林水産省と調整が必要です。経年管の交換も含めて、簡易ガス事業とされている導管について、保安の観点から必要性があれば、それらの省庁と相談した上で何ができるか調整を進めていきたいと考えています。以上です。

○山内委員長

よろしいですか。ありがとうございます。さてほかにかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、先ほどの橘川委員からのアドバイスもございましたので、時間のほうは少し早いですけれども、議論についてはこの辺で終了とさせていただきます。それで、今後の予定、事務的な連絡について、事務局からお願いいたします。

○横島ガス市場整備課長

次の開催につきましては、日時及び議題を調整の上、改めて連絡いたします。

それから、液石法によせて簡易ガスの事業の保安ができるかどうか。これは保安の観点なので、前回の需要家保安の責任の在り方と同様、6月9日から産業構造審議会保安分科会のガス安全小委員会で議題に取り上げ、69戸以下だけではなく70戸以上の事業についても、液石法の保安規制で受けとめられるのか審議いただく予定です。その結果も踏まえて、こちらに諮りたいと思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。今の事務的なことですが、ご質問、よろしいですか。

3. 閉会

○山内委員長

それでは、以上をもちまして第10回のガスシステム改革小委員会を終了とさせていただきます。
ご熱心なご議論、どうもありがとうございました。

—了—